議案第19号

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正

飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険条例(平成16年飛驒市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第19条中「61万円」を「63万円」に改める。

第24条中「16万円」を「17万円」に改める。

第29条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の飛驒市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(傍線部分は改正部分)

現行

第1条~第18条の2 略

(基礎賦課限度額)

第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、61万円を超えることができない。

第19条の2~第23条 略

(介護納付金賦課限度額)

第24条 第21条の賦課額は、16万円を超えることができない。

第25条~第28条 略

(保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額に28万円 に当該年度の基礎賦課額の保険 料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、 その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号 に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の

改正案

第1条~第18条の2 略

(基礎賦課限度額)

第19条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第27条及び第29条第1項において同じ。)は、63万円を超えることができない。

第19条の2~第23条 略

(介護納付金賦課限度額)

第24条 第21条の賦課額は、17万円を超えることができない。

第25条~第28条 略

(保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と 区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2 第2項に掲げる金額に28万5千円に当該年度の基礎賦課額の保険 料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、 その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者 の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号 に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の

基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗 じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率とする。)に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の世帯分の世帯別平等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率とする。)に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の 基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を 乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の2を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 2を乗じて得た額

2 腔

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後

基礎賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗 じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率とする。)に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率(その保 険料率が当該年度分の基礎賦課額の世帯分の世帯別平等割の保 険料率を超えるときは、当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等 割の保険料率とする。)に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の基礎賦課額の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の 基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を 乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の2を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 2を乗じて得た額
- 2 腔
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後

期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。

以下 略

期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第19条の3又は第19条の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第19条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第21条」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第23条」と読み替えるものとする。以下略

飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令等の改正に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料の見直しが可能となるよう、 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に 引き上げ、介護給付金賦課額に係る賦課限度額を16万円から17万円に引き上げ るもの。
- (2) 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるもの。
- 3 施行日 令和2年4月1日